

広島県告示第三百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市東区尾長東二丁目、同区尾長東三丁目、同区光が丘、同区山根町及び同区中山西一丁目地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第四十八号）で定める事項
尾長東三丁目（五八）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根町（六三）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根町（六五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根町（六七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根町（六七二）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根町（七二）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根町（七四）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根町（七五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光が丘（九四）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

光が丘（九七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	光が丘（九七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾長東三丁目（四四〇七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	尾長東三丁目（四四〇七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根町（四四〇九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	山根町（四四〇九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根町（四四三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	山根町（四四三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾長東二丁目（二二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	尾長東二丁目（二二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾長東二丁目（二二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	尾長東二丁目（二二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根支川（二二二）	土石流	次の図のとおり	山根支川（二二二）	土石流	次の図のとおり
落久保川右支川（二五四）	土石流	次の図のとおり	落久保川右支川（二五四）	土石流	次の図のとおり
山根支川（九〇三）	土石流	次の図のとおり	山根支川（九〇三）	土石流	次の図のとおり
落久保川右支川（九〇六）	土石流	次の図のとおり	落久保川右支川（九〇六）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。